

奄美市ワーケーション推進店舗（施設）登録申請要項

1. 概要

奄美大島の魅力を最大限に活かしながらワーケーションを推進することを目的とし、ノートパソコンやタブレット等を使用して仕事ができる店舗及び施設を広く募集します。この店舗（施設）を周知することで、来島者の利便性向上と産業振興を図ります。

2. 申請期間

令和7年4月1日（火） から 令和8年3月31日（火） まで

3. 申請方法

専用の Web フォームを通じて申請（オンライン申請のみ）

4. 応募条件

以下の条件を満たす店舗・施設を対象とする。

- ① 奄美市内に所在する店舗（施設）であること
- ② 落ち着いて作業ができるスペースを確保できること
- ③ 観光客・来島者が利用している店舗（施設）であること
- ④ インターネット接続（WiFi または有線）を利用できること
- ⑤ 市税等の滞納が無いこと
- ⑥ その他奄美市から書類等を求められた場合は提出すること

5. 申請から登録までの流れ

申請フォームで受付後、奄美市関係部署及びデジタル戦略課にて審査を行い、店舗の状況を確認した上で、適切と認められた場合は「奄美市ワーケーション推進店舗（施設）」として登録します。

奄美市は登録された店舗（施設）を本市の特設サイト等で紹介し、業者・移住希望者・観光客等に向けて PR を行います。

6. 登録の抹消

以下の事由により、登録を抹消する可能性があります。

- ① ワーケーションとしての利用においてトラブルが発生した場合
- ② 申請者からの申し出があった場合
- ③ その他、奄美市がワーケーション推進店舗（施設）として不適切だと判断した場合